

蓬田村最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、村が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、この額が予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とし、10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が適当でない認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する競争入札から適用する。